

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

1 産地基幹施設等支援タイプ
I 産地競争力の強化を目的とする取組用

(長崎県) 令和3年度

市町村名	事業実施主体名 (対象作物・畜種等名)①	メニュー①	類別	成果目標の具体的な内容①	事業実施後の状況①						成果目標の具体的な実績① (対象作物・畜種等名)②	類別	成果目標の具体的な内容②	事業実施後の状況②						成果目標の具体的な実績②	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費 (円)	負担区分(円)				完了年月日	事業実施主体の評価	都道府県の評価	備考		
					計画時 (平成29年)	1年後 (令和元年)	2年後 (令和2年)	3年後 (令和3年)	目標値 (令和3年)	達成率				計画時 (平成29年)	1年後 (令和元年)	2年後 (令和2年)	3年後 (令和3年)	目標値 (令和3年)	達成率				交付金	都道府県費	市町村費	その他						
																															上位規格品の割合	上位規格品(秀L以上)の割合
諫早市	株式会社深山農園	野菜(いちご)	118	秀品その他品質の上位規格品の割合を12.2ポイント増加	54.7%	55.8%	51.6%	37.6%	66.9%	-140.2%	いちご栽培の上位規格品の割合が計画時の17.1ポイント減少した	野菜(いちご)	120	10a当たりの収量を20.2%増加	5,987kg/10a	6,476kg/10a	6,647kg/10a	5,799kg/10a	7,200kg/10a	-15.5%	いちご栽培の10a当たり収量が計画時の3.1%減少した	低コスト耐熱性ハウス2棟 3,555㎡	79,530,000	36,150,000	2,608,000	7,230,000	33,542,000	2019年11月15日	今年産については、8月の大雨による肥料の不足と日照不足により苗の生育が十分でなく、株の充実不足や早熟化、出荷の遅等により収量が減少したため、目標達成に至っていない。今後は、関係機関と連携し、環境制御技術の向上や栽培管理の徹底を支援する必要がある。			
長崎市	このつらみ草花生産組合	花き(草花類:トルコギキョウ・金魚草)	133	当該品目の10a当たりの収量の増加	42,191本/10a	5,407本/10a	18,411本/10a	20,370本/10a	62,000本/10a	-110.2%	花き栽培の10a当たり収量が計画時の51.7%減少した	花き(草花類:トルコギキョウ・金魚草)	137	湿式低温流通の割合を増加	0%	100%	0本	14,080本	47,943本	53,043本	116.0%	花きの湿式低温流通の割合を増加した	低コスト耐熱性ハウス2棟 2,604㎡	48,060,000	24,030,000	1,788,000	0	22,242,000	2020年3月30日	10a当たりの収量は2年々増加しているものの、土壌病害の発生により目標には達しなかった。土壌還元消毒の実施や立枯れ病に強い品種の導入が効果的であり、年々、収量は改善されているため、今後も引き続き、関係機関と連携して、計画的な出荷や病害対策について支援する必要がある。		
島原市	平田菊花園	花き(きく)	133	当該品目の10a当たりの収量の増加	70,066本/10a	35,795本/10a	60,469本/10a	60,427本/10a	82,139本/10a	-79.8%	きく栽培の10a当たり収量が計画時の13.8%減少した	花き(きく)	136	契約割合を増加	14.8%	16.9%	8.0%	29.1%	24.9%	141.6%	きくの契約割合が増加しているが、全出荷量が減少した	低コスト耐熱性ハウス1棟 1083㎡	47,520,000	20,577,000	1,624,000	4,332,000	20,987,000	2019年9月30日	新型コロナウイルス感染症の影響により単価が低下し出荷制限を行ったため、収量の目標は達成できていない。契約取引の割合は目標に達しているため、今後は、関係機関と連携して需要の高い品種の作付や、栽培管理の徹底等による1位等収量の増加に向けて支援する必要がある。			

都道府県平均達成率 33.30%

総合所見 本県において、本年度の事業評価の対象となったのは3地区であり、成果目標は達成率33.3%で目標未達成となった。内訳をみると2つある成果目標を両方ともに達成した地区は0地区、片方のみ達成した地区は2地区、両方共に未達成であった地区は1地区であった。成果目標が未達成となった地区の要因等は、気象条件や病害などの要因により収量低下、新型コロナウイルス感染症の影響による出荷制限であった。なお、成果目標が未達成の事業実施主体については、生産量を確保するとともに品質を向上するために、県、市、農協等の関係機関が連携して栽培技術支援を行い目標達成に向けた取組みを推進していく。

(注) 1 別紙様式1号の1の(2)の1に準じて作成すること。
2 要綱第3の2の(2)のアの(ア)のただし書きの場合にあっては、事業実施後の状況の欄を追加し、記入すること。
3 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書を添付すること。
4 「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。
5 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。
6 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。